

(13) 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	11,411 千円	2,821 千円	4,657 千円	18,889 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
317,737 円	393,937 円	49 歳	315,450 円	398,142 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	168,600 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級21号
	高校卒	147,100 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級5号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10 年	20 年	30 年	備考
管理職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
指導員	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)		
区分	内 訳	
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.225 月分
	12月期	1.375 月分
	計	2.60 月分
	勤勉手当	0.90 月分
		0.90 月分
		1.80 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	4,657,000 円	3 人
	1人あたり平均支給額	
	1,552,333 円	
退職手当	〔支給率〕 米子市の規定に準ずる	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	20.45 月分
	勤続 25 年	29.15 月分
	勤続 35 年	41.33 月分
	勤続 40 年	46.55 月分
	勸奨・定年	
		25.56 月分
		34.58 月分
		49.59 月分
		49.59 月分
	〔平成29年度実績〕 支給実績なし	
時間外勤務手当	〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	485,914 円	1 人
	1人あたり平均支給年額	
	485,914 円	

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長	54,000 円		
		事務局長	43,600 円		
		〔平成29年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額	
		1,171,200 円	2 人	48,800 円	
扶養手当	扶養親族のある職員	項 目		1人につき	
		(1) 配偶者		6,500円	
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		10,000円	
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		6,500円	
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母		6,500円	
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		6,500円	
		(6) 重度心身障害者		6,500円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額。			
		〔平成29年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額	
684,000 円	2 人	28,500 円			
住居手当	住宅を借り受け月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じた 最高 27,000 円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
		〔平成29年度実績〕該当なし			
※ 住居手当 イについては、財団職員給与規則に制度はありません。					

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところより月額で支給し、給料の例により支払う。	(1) 自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額	
		ア 2キロメートル以上5キロメートル未満	2,200円
		イ 5キロメートル以上10キロメートル未満	4,800円
		ウ 10キロメートル以上15キロメートル未満	8,000円
		エ 15キロメートル以上20キロメートル未満	11,200円
		オ 20キロメートル以上25キロメートル未満	14,400円
		カ 25キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
		キ 30キロメートル以上35キロメートル未満	20,800円
		ク 35キロメートル以上40キロメートル未満	24,000円
		ケ 40キロメートル以上45キロメートル未満	27,200円
	コ 45キロメートル以上50キロメートル未満	30,400円	
	サ 50キロメートル以上55キロメートル未満	33,600円	
	シ 55キロメートル以上60キロメートル未満	36,800円	
	ス 60キロメートル以上	40,000円	
	(2) 交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、6月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、1月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	480,000円	3人	13,333円

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	— 円	支給なし	
非常勤役員	1回につき5,000円を上限		

〔平成29年度実績〕

①常勤役員
該当なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
60,000 円	1 人	5,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
①給料表	給料月額平均0.2%引上げ		人事院勧告及び米子市一般職の職員の給与に関する条例に準じて引上げる
②勤勉手当 支給割合	(1) 6月期 0.95 12月期 0.95	6月期 0.85 12月期 0.85	同上
	(2) 6月期 0.9 12月期 0.9	6月期 0.95 12月期 0.95	
③扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫6,500円 (4) 60歳以上の父母及び祖父母6,500円 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹6,500円 (6) 重度心身障害者 6,500円	(1)配偶者10,000円 (2)配偶者以外の者は1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について10,000円）、父母等は1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について9,000円）	同上

(2) 適用日

- ① 給料表 平成29年4月1日適用（施行期日：平成30年2月1日）
- ② 勤勉手当(1) 平成29年12月1日適用（施行期日：平成30年2月1日）
- ② 勤勉手当(2) 平成30年4月1日適用（施行期日：平成30年4月1日）
- ③ 扶養手当 平成30年4月1日適用（施行期日：平成30年6月1日）